

議案第 33 号

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例

佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「あらかじめ」を削り、「ついて」の次に「当該排水設備等の新設等の工事に着手する前に」を加え、同条第2項中「前項の規定は、同項」を「前項」に、「についても適用する」を「は、当該変更が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、当該変更に係る工事に着手する前に、管理規程に定めるところにより、当該変更に係る申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない」に改める。

第5条の2中「（管理規程で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）管理規程で定める軽微な工事

（2）災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が行う工事

第5条の2に次の1項を加える。

2 指定工事店は、前条の規定により確認を受けた計画に基づき工事を施行しなければならない。

第6条第1項中「市の職員」を「管理者」に改める。

第7条第1項第1号中「12,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号中「1万円」を「15,000円」に改め、同項第3号中「3,000円」を「4,500円」に改め、同項第4号中「よる検査」の次に「（再検査

を含む。)」を加え、「次の表に掲げる額」を「１件につき４，５００円」に改め、
同号の表を削り、第７条第１項に次の１号を加える。

- （５）前条第１項の規定による検査を受ける前に第５条第１項及び第２項の規定による申請を取り下げようとする者 ２，０００円

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。